

開発協力と開発紛争

フィリピンというレントシーキング社会における
伝統的紛争緩和手法“アレグロ”の発見と適用

Development Assistance and Development Conflicts:
“Areglo” as a Traditional Method for Conflict Mitigation
in the Rent-Seeking Philippine Society

横山 正樹

Masaki YOKOYAMA

はじめに

日本政府は多くの国々に対し、政府開発援助（ODA）をこれまで40年間以上にわたって実施してきた。あまたの非営利団体が多彩な援助活動を世界中で展開していることもよく知られている。さらに各国への企業進出も開発協力事例にしばしば数えられる。これら日本からの開発協力は、当該諸国社会や諸事業現場における暴力を縮減できるのだろうか。また実際に縮減できたのだろうか。私の関心の主眼はここにある。

ことに東南アジアおよび太平洋諸島、とりわけフィリピンにおけるさまざまな事例を取り上げ、実証的な平和研究に私は長らく従事してきた。

顧みれば、私が東南アジア各地を初めて訪ね歩いたのは、立教大学在学中の1972年12月のこと。なかで最も印象深い国は、マルコス大統領（当時）による戒厳令布告からわずか3か月後のフィリピンだった。マニラから南へ一夜の船旅で同国中部のネグロス島へ渡り、西ネグロス州の州都バコロド市内の友人宅に招かれて、当地流のクリスマスを満喫した。その折り、主要産業の砂糖きび

農園で農園主と農園労働者との貧富の格差を目の当たりにした。また、マルコス独裁政治への抵抗精神に触れ、じつに多くを学んだのだった。

そんな経験を契機に、東南アジア・太平洋諸島地域とその人びととの交流に私は一貫して関わってきた。日比経済関係を主軸に、ODA や民間資金による開発事業が当該社会に及ぼす影響解明などに取り組みつつ、現在に至っている。

近年は、民間企業や NGO/NPO もふくめた対フィリピン開発協力事業の平和学的な分析と評価に力点をおくようになった。平和学は戦争だけでなく、あらゆる暴力の態様・原因究明とその克服ないし縮減をめざす。暴力的な紛争や経済・政治・社会上の大いな格差は各地で草の根の人びとを苦しめている。そんな暴力の縮減にむけ、日本側は開発協力の諸事業を通じて、少しでも寄与ができたのだろうか。むしろ紛争や格差の拡大を招き、暴力を増してしまう例もあったのではないか。

本稿では、典型的な開発諸事例の調査分析から問題点を抽出し、地元の知恵からも学んで、政策提言としてまとめることを目的とした。フィリピンというと、弱い国家と強い家族的紐帯の対比、そしてレントシーキングや汚職の蔓延によって特徴づけられることが多い。ここではそうした見方が妥当か検討するとともにそのもうひとつの側面、アレグロと呼ばれる人脈を通じた調整手法に着目し、その紛争緩和効果の検証と、平和学的な意味を探っていく。紛争緩和にアレグロが役立つのなら、それを意識的に、より効果的に適用する政策がありうるはずだ。また、他の国においても適用可能の場合があるかもしれない。

この報告は、2009 年 4 月から 1 年間の特別研修（サバティカル）期間における研究成果の一部をまとめたものである。サバティカル中は、日本国内での研究活動のほか、2009 年 12 月 1 日から翌年 2 月 11 日までの在外研究期間（フィリピンおよびタイ）¹にく

わえて、科学研究費共同研究「東南アジアにおける地域コンフリクトの予防・緩和と『共生の知』の創出」²による3回（4月、7月、8～9月）の短期フィリピン調査を実施し、また9月に台湾・花蓮市で開催されたアジア太平洋平和研究学会（APPRA）で茨城大科研共同研究者らと共同研究報告も行なった。したがって、本稿は同科学研究費共同研究の成果の一部でもある。

なお、アテネオデマニラ大学ジョン・ゴコンウェイ経営学部フルクチュオソ・T・サブグ Fructuoso T Sabug, Jr. 教授には、私の受け入れに尽力をいただいた。さらに教授は、しばしば私との面談の機会を設定され、ことに専門の経営学の観点から、日本の対フィリピン ODA 問題やアレグロおよびレントシーキングなどにかかる貴重な情報やアドバイスを提供され、くわえてビサヤ諸島調査等に同行、各地を案内いただいた。その事情をここに謝意とともに記しておきたい。

I. コンフリクト・開発紛争

フィリピン共和国は日本にとって最も近い隣国のひとつだ。経済でも人的交流の面でも、両国は密接な関係にある。日本の経済協力事業も多く、政府開発援助（ODA）の主要供与先でもあった³。

フィリピン政府の財政事情から、大規模な投資を要する開発事業には、日本の ODA など、しばしば外国資本が導入されてきた。これら大規模開発事業は地元の自然環境や貧富の格差にどのようなインパクトを及ぼすのだろうか。従来の開発は一定の雇用創出や外貨獲得に結びついたとの評価もあるが、その影で森林伐採・土砂採取・大気や水質の汚染の進行をフィリピンにもたらしてきた。またスペインと米国の植民地時代から引き継がれた貧富の格差も拡大が続いた。日本など諸外国の資金提供による開発事業は、事態の改善につながったのか、それともむしろ悪化を招いたのか。

そうした問題意識をもって、フィリピン各地における具体事例を中心に訪問調査を私は重ねてきた。

1990年代までは、フィリピンにおける開発政策展開の分析をマクロ経済の観点から検討する方法を私は多く用いてきた⁴。その延長線上に、近年は、フィリピン社会のコンフリクト、ことに開発事業にまつわる各種紛争事例を軸に研究を進めるようになった。平和研究として、具体的な現場における住民たちへ及ぼされる開発事業のインパクトと、こうした変化への住民側の対応により強く関心を向けるようになったからだ。

コンフリクト（葛藤・紛争）とその暴力化

さて、コンフリクトとは何か。ここではボールディングやガルトゥングといった平和研究の先達にならって、その概念を幅広くとらえることにしたい。英語で conflict というと、個人の内面や家族など小集団における葛藤や軋轢から、人類滅亡を招きかねない全面世界戦争まで、人間活動のあらゆる事象にこれがあてはまるからだ。

著名な経済学者で平和学・平和研究の分野でも広く知られたケネス・ボールディングは、コンフリクトがさまざまな研究分野で扱われており、しかもそれぞれがまったく異質ではなく共通性があるとして、コンフリクトの「一般理論」が存在すると、著書 *Conflict and defence: a general theory* の冒頭部分で主張した⁵。同書日本語版『紛争の一般理論』ではコンフリクトに紛争という訳語があてられている。「同一人格内での紛争」は心理学、家族内・家族間の紛争や人種間・宗教間および集団内・集団間の紛争は社会学、さらに歴史学、地理学、また産業関係論や国際関係論なども紛争を主要課題に含むとボールディングは述べる。ここで「同一人格内での紛争」や「家族内の紛争」が取り上げられているのは興味深い。これらは前述のように葛藤と翻訳することもできる。

平和研究者ヨハン・ガルトゥングは、コンフリクトを、ひとつの活動システムが複数の両立し得ない目的・状態をかかえていることと規定した⁶。ガルトゥングによれば、活動システムには個人と集団があり、コンフリクトはそれぞれのシステム内、およびシステム間（個人間・集団間）という場合に分けて考えられるとする。個人という活動システムにおけるシステム内コンフリクトは前述のように葛藤、集団内の場合はコップのなかの嵐というような内部抗争となる。

これに対し、ボールディングは紛争を「競争のある状況であり、そこではいくつかの当事者が潜在的な将来の位置が両立しえないことを意識（aware）していて、しかも、各当事者がほかの当事者の欲求と両立できない一つの位置を占めようと欲求し（wish）ているような競争状況」と定義している⁷。

これはガルトゥングのコンフリクト規定にくらべて、より幅広く現実に即したものだ。両立不可能性は、それが実際に不可能かどうかというより、不可能とする認識に関わるからだ。両立可能であっても不可能と当事者たちが誤解したなら紛争は惹起されうる。

なお、紛争をすべてネガティブにとらえるべきではない。「社会変革のダイナミズム」として、紛争の「社会的機能を積極的に評価」する立場もあり、また「紛争こそ社会の常態であり、それはいたるところに遍在し、社会生活の不可避的要素」として、「紛争はむしろ健全な社会の要素と考えることもできる」との見解もみられる⁸。

問題は、競争・紛争がともすると暴力と結びつくこと、すなわち人びとの潜在的実現可能性を阻害するような被害をもたらす事態だ。競争の紛争化はともかく、紛争が暴力化することは、暴力克服をめざす平和学の観点からは回避されなければならない。競争そのもの、紛争そのものは、法廷闘争や労働争議などにみられ

るようには、かならずしも暴力化するとは限らない。紛争の暴力化をどう回避するか、平和学の関心はそこにある。

前述のガルトゥングによれば、個人内コンフリクト（葛藤）の深刻化といっそうの激化は精神異常や自殺を招き、集団内ならば分裂や無関心、個人間なら犯罪・殺人、集団間では冷戦や実際の戦争に及ぶという⁹（図表1）。

図表1. 深刻な、そしてより深刻なコンフリクトの諸結果

	システム内コンフリクト	システム間コンフリクト
個人レベル	精神異常、自殺	犯罪、殺人
集団レベル	分裂、無関心	冷戦、戦争

（出所）Johan Galtung, *Peace and Social Structure, Essays in Peace Research*, Volume III, Christian Ejlers: Copenhagen, 1978, p. 437. 和訳は筆者による。

なお、本稿ではガルトゥングの提唱した平和・暴力概念を用いている。すなわち、平和とは暴力の不在であり、その暴力とは個と集団の潜在的実現可能性 Potential Realization を阻害して、到達できるはずだった状態と現実との差を生み出しているものと定義される¹⁰。

II. 開発紛争の暴力化と抑制・緩和メカニズムとしてのアレグロ

1. ディモリッシュ：フィリピンにおける開発紛争

開発政策や開発事業はこれまで数多くの紛争の契機となってきた。第三世界諸国において、主要な開発事業はしばしば諸外国ないし世界銀行などの国際機関からのODAをはじめとする外部資金の導入をもって推進される。これが事業現場の社会にさまざまな軋轢を生み、対応策が前もって十分に盛り込まれていなかったために紛争が発生・拡大して、ときには直接的な暴力の事態にも及ぶといった事例が繰り返された。開発はどんな場合でも自然生態系または社会関係、あるいはその両方に及ぶ変化であり、当該

社会における既得権の組み替えを必然的に引き起こす。諸関係者間の事前調整が不十分なら何らかの紛争は避けられない。

その典型的な展開を、対フィリピン円借款によるバタンガス州バタンガス市の港湾開発事業におけるディモリッシュン demolition、つまり開発事業用地確保のための住民排除と家屋取り壊し事例にみることができる¹¹。このODA案件はディモリッシュンが軍事力をともなって強制執行され、社会問題化した紛争事例として知られている。日本でもODAにまつわる暴力紛争事件としてこれは広く報道¹²され、注目を集めることになった。

しかしこの事例の意味は暴力的排除という事件性だけにあったのではない。ディモリッシュンはフィリピン各地を始め、オリンピックや万国博など主要イベントを経た近年の中国の場合が日本でもしばしば報道されたように、各国で頻発している。むしろ強制排除の後、追い出された住民たちによる自主的で積極的な対応プロセスにこそこの事例の特色がある。住民移転問題を平和的に解決するための政策提言、ひいては一般的な開発の暴力性にどう対処すべきか、暴力を縮減し克服していく方策がどう可能なのか、この事件からはさまざまな教訓を汲みとることができるのだ。

開発事業にともなう用地取得が抵抗にあい社会問題化するのはむろん第三世界諸国にとどまらない。たとえば日本で、ふるくは足尾銅山鉱毒事件、戦後期では千葉県成田市三里塚の新東京国際空港建設に反対する三里塚闘争がその代表例ともいえよう。さらに沖縄をはじめとする軍事基地や原子力発電所、ダムなどの建設や拡張に抵抗する多くの運動事例がある。

しかし第三世界諸国においては様相がいっそう深刻化する。排除対象にされる住民の大多数が低所得層で、居住する土地や建物の権利が法的に保護されていない（スクウォッター、不法占拠者などと呼ばれる）場合も多く、政府・企業等、開発事業推進側と住民との権力格差は圧倒的だ。主要アクター間の力関係における

大きな非対称性が特徴となる。また行政をコントロールすべき民主政治は整っていないか、しばしば十分に機能していない。実態が正確に報道されることもほとんどない。そうしたなか、住民たちの一方的な排除がしばしば強行され、ときには流血の事態も生じてきた。

だが困難な状況にあっても人びとは各地で抵抗を続けている。大規模開発には先進工業諸国が資金供与のみならず、資源・製品輸入などをとおして直接・間接にかかわっていることも多く、むろん私たちとも無関係ではない。

2. バタンガス港開発事業と住民の強制排除

バタンガス港はルソン島南西部、マニラ首都圏から南に約 110 キロの地点にある。広域総合開発カラバルソン計画における基幹インフラ事業の主要なひとつにバタンガス港開発事業は位置づけられた。

この事業はフィリピン港湾公社 PPA を事業実施者とする円借款、つまり有償資金協力だ。1985 年に JICA によって作成されたバタンガス港開発マスターplan（第Ⅰ期～第Ⅳ期）にそって計画され、1987 年度（第 14 次）円借款「バタンガス港開発事業（E/S）」1 億 9200 万円および 1990 年度（第 17 次）円借款「バタンガス港開発事業」57 億 8800 万円が実施された。これが本稿で主に取りあげる第Ⅰ期工事部分に相当する。

事業の目的は、「バタンガス港の狭隘かつ不十分な施設を整備、拡張することにより、物流の効率化による周辺地域の開発促進・交通環境の改善を図る」¹³ とされる。

円借款としての調達条件は一般アントライド、貸付条件は、金利が 2.7%、償還期間が据え置き期間の 10 年をふくめ 30 年。引き続きマニラ国際貿易港の補完港整備をめざす第Ⅱ期工事分として 1996 年度に第 21 次円借款「バタンガス港開発事業（Ⅱ）（E/S）」

8億7600万円、1998年度の第22次円借款「バタンガス港開発事業（II）」145億5500万円が供与された。

その第I期工事中の1994年6月27日、フィリピン国軍を動員した事業用地住民の強制排除・家屋取り壊しがPPAによって行なわれ、発砲などにより住民5名が重軽傷を負った¹⁴。そのため日比両国内で批判が高まり、日本政府が円借款供与を一時凍結した。

この事業における第I期工事は1995年8月完工の予定だった。それが3年7ヶ月（43ヶ月）にわたって遅延し、完工は99年3月にずれこんだ。大幅遅延のおもな原因は住民移転問題により貸付契約同意が1年7ヶ月間留保されたこと、および事業範囲に変更があったことと説明されている¹⁵。

バタンガス港拡張事業の中心現場はバタンガス市内で港湾に隣接するサンタクララ地区だ。ディモリッシュン強行の1994年6月以前から最近にいたるまで筆者は現場を繰り返し訪れ、関係者から話を聞いている。またその間、外務省委託研究「フィリピンの運輸インフラ」経済協力評価の主査を引き受けて、この事業について評価作業にあたったこともあった¹⁶。

3. 「不法占拠」と住民移転

事業予定地の住民たちが不法占拠者かどうかはこの開発紛争における重要な論点だった。土地登記あるいは慣習的に認められている「地税支払い証明」の有無を根拠として、6世帯ほどを除いた住民の大多数を不法占拠者と政府側は見なした。ところが登記にもとづかない地税支払いが存在し、それが地権の根拠とされうるという「慣習」そのものに顕著に見られるように、フィリピンのみならず第三世界諸国の多くで土地登記制度や徴税制度の適用はきわめて不徹底なのが現実だ。

マルコス元大統領の戒厳令時代に「不法占拠」は大統領令で犯

罪とされた。だが 1970 年代にもこうした人びとの数は増え続け、その後この大統領令は解除されて、彼らは相変わらず増加傾向のまま現在にいたっている。つまりフィリピン各地で比較的安定的かつ広範な居住形態として「不法占拠」生活が営まれているのだ。こうした常態ともいえる現状を単なる「不法占拠」と片付けては済まされない。都市部を中心にふくれあがった「不法占拠」人口は、マルコス独裁政権の崩壊後の民主政治において、その投票行動が選挙結果に大きな影響を及ぼすため、政治的に無視できなくなっている。

1992 年には「都市開発および住宅法」¹⁷ の制定によって土地所有の法的裏づけを持たない住民たちにも立ち退きには代替地の提供などが定められ、彼らの居住権はいっそう強化された。

こうした一般的な状況に加えて、サンタクララの場合には歴史的な特殊性が存在した。100 年以上も前から人びとが住み着いて集落をなしたとされ、その子孫が現在も多く居住している。このサンタクララは自治・行政の最小単位バランガイ（街区）として公式に認められ、各種選挙も実施してきた。他の都市に多く見られる貧困地区と類似した性格を共有しながらも、サンタクララには大規模の建物、カラオケバー、レストラン、食料品店などの所有者や経営者たちがいて¹⁸、地区としての態様の違いもあった。空き地に最近人びとが勝手に住み着いて、簡素な家の一角で窓の柵越しに食品などを売る小規模の「サリサリストア」程度しかない新しい居住地とは同一視できない。

また PPA が用意した 2 カ所の住民移転地は、住民の相当部分が受け入れを拒否した。バレテが 7 キロ、シコが 15 キロも港から離れていて不便だったからだ。隣接する港で物品販売などさまざまな仕事をして生計を立てていた住民たちなので、これは当然のことだった。

移転地は住民たちの実質的な参加が保障された協議を通して選

定されねばならず、またコミュニティーの一体性に配慮しなくてはならない。家屋を所有していた家族はバレテへ、賃借人や間借り入たちはシコヘと移転先が分割されたことはさらに問題で、親族関係で深く結ばれた住民たちが分散させられることを意味する。結局いったん移転した住民も、その多くが就業機会不足からサンタクララに舞い戻ってきた。

JBIC（国際協力銀行）評価報告書によると「日本政府は1990年の本事業アプレイザル当時から住民移転についてはフィリピン政府の責任において平和的に執り行うよう要請しており」、またPPAはJBICの前身OECE（海外経済協力基金）に対し1993年5月に本事業工事部分の契約同意申請をしていたが、移転問題のために同意は留保されていた¹⁹。つまり借款実施の条件として住民移転問題の解決があった。

そのうえ以下にみるようにフィリピン政府側には住民の抵抗を治安問題ととらえる傾向があり、それが対話継続ではなくディモリッション強行の決定に影響したと考えられる。

バレテとシコへの移転に反対していた住民団体リーダーが94年5月にサンタクララのバランガイ・キャプテン（地区長）に当選したことは政府側にとって衝撃だったに違いない。「住民に左翼傾向分子が浸透している」との情報当局の報告にもとづいて地元出身のデビリア Renato S. de Villa 国防長官が介入し、移転問題の解決は警察力の援護による強制撤去部隊の動員しかないと判断した²⁰との見解も伝えられている。さらにカンポス Fernando Campos 国防次官が サンタクララ住民に助力している NGO の後ろには「アカ」がいることを示唆したとの記録もある²¹。こうした住民の抵抗を敵視する見解により「平和的」解決は二のつぎにされ、力ずくの収用へと舵が切られてしまったのではないか。

それにしても住民移転問題の平和的な解決という日本政府の要請はずいぶん軽くあしらわれたことになる。

4. 裁判における住民側勝訴と自主移転

PPAは1993年2月9日、バタンガス港湾地域拡張部分にあたるバランガイ・サンタクララ居住の406家族にたいして立ち退きを求める裁判²²を起こし、住民側はこれに対して立退き料要求で応じていた。94年6月の強制収用後、住民側は損害賠償額を加算して要求額を大幅修正した。判決は96年4月19日に下され、PPA側は住民側の請求した6505万3913ペソ（約2億6000万円=当時）のうち25%減額し、支払済み分を差し引き、94年6月から起算して6%の利息とともに支払うよう命じられた。判決文はさらにつぎのように指摘している。

「家屋の撤去は適法な手続きを経ることなく、詐欺的手段によつて、しかも後の影響への適切な措置を欠いたまま、単純かつ粗雑な仕方で行なわれた。（中略）ディモリッションによる財産の収用は、正当な保障を持ち、法律で規定される手続きに厳正に則つて行なわれるべきである。それが全うされない場合には、原告は損害賠償請求に応じなければならぬ。PPAにおいて見られる、本件のように強圧的な方法での収用、および長期的展望の欠如は、貧困の緩和と民衆のエンパワーメントという国策にもまた矛盾するものである」。これはPPA側の完全敗訴だった。

控訴審でも原判決は支持され、最高裁で第一審判決による賠償実額約3500万ペソ（約1億4000万円=当時）の支払いを基本とする和解案が提示されて合意に至った。和解とはいうものの、この展開はPPA側の完全敗訴が実質的に確定したことにはかならない。和解金額は一家族あたり平均約12万ペソ（約48万円）の補償に相当し、PPAによってそれまでに各家族へ支払われた「補助金」「迷惑料」および現物支給の合計のさらに数倍の額だ。PPA側にとってこの経験はきわめて高価についたといえよう。

ディモリッション後も住民たちの多くは地元サンタクララ内に残った。

JBIC が「強硬反対派」と呼ぶ彼らは、見方を変えればコミュニティのまとまりと生業とを維持しようと願い、法廷闘争まで続けて正当な権利主張を貫いた人びととなる。しかも特記すべきことは、彼らが港湾拡張にともなう移転に全面的に反対していたのではなく、港の隣接地への移転を立ち退きの条件としていたという点だ。PPA の用意した移転地を拒否し、収用された土地に隣接するアニア地区に仮住まいを続けていた彼ら自主移転組は、みなでプールした PPA 補償金を充てて港から約 500 メートル離れた私有地約 3 ヘクタールを 2100 万ペソ（約 8400 万円＝当時）で共同購入した。魚の養殖池とされていた場所だったのでさらに整地作業を進め、そこに住宅を建てて入居する計画を進めた。2000 年 5 月 31 日にはそのプロ自主移転地の開所式がバタンガス州知事やカトリック教会のロサレス大司教（当時、地元のリパ大司教、その後マニラ大司教・枢機卿）らの臨席のもと、盛大に行なわれた。

このケースでは、立ち退き住民たちが裁判を含む長期間の闘争を続けて、コミュニティを壊されずに隣地に仮住まいをし、6 年かけて自分たちで移転地を比較的近い場所に手に入れ、入居することができた。

他方、PPA および円借款実施機関の JBIC（当時、現・JICA）にとっては、暴力的ディモリッシュン事件というイメージダウンにくわえて、裁判・和解金支払いといった追加コスト負担が生じたが、なんといっても最大の問題は工事期間の大幅な遅延だった。円借款の貸付契約同意の留保とともに遅延理由とされた事業範囲の変更には、住民移転地のひとつシコへの道路舗装、港湾敷地内の売店設備建設とそれに先立つ敷地埋め立て造成などがふくまれ、それらは直接の移転住民対策だった²³。工期の遅延はその大部分が住民移転に関連して生じたものであることがわかる。

住民側の長年にわたる闘争や工期の大幅遅延は不可避なもので

はなかった。港湾拡張整備のために事業予定地内のすべての住民移転が必要だったとすれば、移転に同意しない住民との対立による開発紛争は生じたに違いない。ただ国軍まで動員するディモリッシュョンという暴力的開発紛争へのエスカレーションは、事前の協議など、準備を重ねることで避けられたはずだ。そこで、もうひとつの開発紛争事例に眼を向けることにしたい。

5. ガイサノ・ショッピングモール建設事業（バコロド市シンカン店）における住民立ち退き紛争の平和的決着

本稿冒頭で触れた西ネグロス州バコロドには、以前から市の中心街に百貨店等の大型小売店舗が点在し営業していたが、近年は他の都市と同様に、中心街から少し離れた広い土地に大型ショッピングモールがつぎつぎと建設されるようになった。1989年から中心街に店を構えていたガイサノ百貨店が、幹線道路アラネタ通り沿い1.2キロ南のシンカン地区にガイサノシティー・スーパー モールを建設する計画を立てたのは、1990年代後半のことだった。

当時の移転住民リーダーたちのインタビュー²⁴によれば、モールの建設予定地はシンカン地区（バルンガイ）内のプルート、サターン、ヴィーナスという3つの分区（プロク）にまたがり、プルート分区はその全域が、他の2分区は一部が予定地に含まれ、移転住民は住宅を所有する98戸を含め130世帯を超えていた。彼らはカイサハン Kaisahan（団結）という住民団体を作って組織化を進め、計画の表面化以来、移転拒否の運動を強めていった。

住民たちのこの動きには、カトリック教会のバコロド司教やバコロド司教区社会活動センター担当神父、外国人宣教師らが支援に加わった。デモや集会が継続されるなか、神父らの仲介が功を奏して、ガイサノ側も住民側の条件に同意した。住宅1戸あたり1万ペソ（当時の交換レートで約4万円に相当）の移転費をガイサノが支出し、その全戸分をまとめて社会活動センターが管理す

る²⁵。幹線道路を5キロほど南下し、隣接するバゴ市との境界近く、バランガイ・スムアグ Sum-ag に移転地を購入することができた。

移転先は魚の養殖池だったので、住民たちはバヤニハンと呼ばれる共同作業として労力を出し合って整地作業に励み、宅地へと造成していった。移転用地を住民団体名と同じくカイサハンと名付け、1戸あたり宅地120平米ずつを公平に配分し、なお800平米を共用広場とした²⁶。長らく「不法占拠者」と蔑まれてきた住民たちが、夢見ていた宅地の所有を自分たちの努力で実現したのだ。「自分たちはスクウォッターではない」と、ガンボアは誇らしげに語った²⁷。1996年10月23日の開所式など、グレゴリオ司教自身が2度にわたって移転用地に出向き、ミサを執り行った。

ガイサノシティ用地の住民移転紛争が平和裡に解決した理由について、オーガナイザーとして深く関与していたオリステ・セデニョ、および事情をよく知る地元ジャーナリスト、エドガー・カダガットは、それがアレグロ²⁸の成果だったと表現した²⁹。アレグロとは英語で *agreement* や *arrangement* に相当する一般的なフィリピン単語で、大小のトラブルにおける和解ないし円満解決 *amicable settlement* の意味合いで用いられることが多い。

セデニョによれば、この事例を含め、一般的にアレグロには神父の果たす役割が大きいという。さらに、バコロド市内のカトリック教会神父は、弁護士は紛争の深刻化によって利益を得る職業のために、紛争の早期解決に熱心とはいえず、アレグロの仲立ちには適さないと解説した³⁰。

6. 開発紛争の暴力化と抑制・緩和メカニズムとしてのアレグロ

以上、2つの開発紛争事例に関して、それぞれの概要紹介を試みた。バタンガス港では、紛争は暴力化・長期化し、国際イメージの悪化だけでなく、事業の大幅遅延や国際問題化、裁判での和

解金 3500 万ペソ（約 1.4 億円）もの支払いなど、事業推進側にとつて相当に大きな負担が生じた。それに対し、ガイサノシティ建設事業は短期のうちに収束し、移転対策費用も総額 100 万ペソ（約 400 万円）程度で、前者と比較すると 1 戸あたりでも約 10 分の 1 だった。しかも移転住民たちが結果に満足したので、市民に好感を持たれることが重要なショッピングモールの印象にダメージはほとんどなく、ガイサノ側にも住民側にとつても成功事例だったといえよう。

バタンガス港では、アレグロは試みられたが成立せず、暴力的ディモリッションが強行され、裁判を通しての決着が図られた。これは政府機関である PPA が早期に効果的な対処をすることができず、そのうえフィリピン政府側は住民の抵抗を治安問題とらえて、対話を阻害することさえあった。カトリック教会も、当時のバタンガス州リパ大司教が仲立ちに入ろうとする場面もあったが、それが活かされることはなかった。

バコロド市のカトリック教会においては、マルコス政権の人権侵害とその対抗運動が激化していった 1967 年から 1987 年という困難な時期を通じて司教の任にあり「貧困層のチャンピオン」と称えられるほど貧困層の救済や人権擁護に尽くしたフォーティチ司教³¹ の存在が大きかった。同司教のもと、社会活動センター やキリスト教基礎共同体（BCC）といった草の根民衆との接点をもつ教会の社会活動が強化され、ガイサノとの間にも社会活動センターのトマス・リト神父による有効なアレグロが可能となったと考えられる。またガイサノが私企業だったことも、経営判断が迅速に行われるうえで公的セクターより有利に働いた面もある。

アレグロについては、前出の科研費共同研究「東南アジアにおける地域コンフリクトの予防・緩和と『共生の知』の創出」の、筆者が責任者を務めるフィリピン班において、現地調査を実施中

に、共同研究者の蓮井誠一郎とともにその紛争緩和に果たしている重要性³²に気づくことになった。

それは戦後のフィリピンにおいて、さまざまな暴力紛争を経験しながらも、死者数にみる紛争の程度が、近隣諸国に比べて相対的にずっと小さく、大虐殺 massacre と報道されても、1事件当たりでは、犠牲者が数人か、多くても数十人ないしそれ以下であるという事実に目が向いたことに始まった。他国の場合は、インドネシア 9月 30 日事件（1965 年）やポル・ポト政権下のカンボジア大虐殺（1975-79 年）など、死者数の格段に大きい例が数多く知られている。

1980 年代後半、ネグロス島では国軍が反政府武装組織の新人民軍 NPA に対抗する作戦展開により軍事化が進み、山間部住民らが NPA メンバーやシンパサイザーとして攻撃され、虐殺されることもしばしば起こった。しかし集落が皆殺しにされるようではなく、むしろ集団投降が各地で生じていた。当時の関係者 インタビュー調査を進めていくうちに、そこで有効に作用していたのがアレグロであると判明していった³³。つまり村人たちにも国軍側にも信頼されている仲介者が間に立って、安全を保障し、投降を手配するのだ。投降後、村人们は拷問に遭うわけでもなく、反共産党教育を受けて、レリースペーパー（放免証明書）をもらい日常生活に戻る。彼らは安心を手に入れ、国軍は敵側にいた村人たちを転向させたという成果を宣伝する。

さらに、1995 年、国軍のハルケ将軍がネグロス島で新人民軍に保護を求めたことが大ニュースになり、しかもその後、体制側に無事復帰したという、驚くべき事態が展開された。ここにも信頼する仲介者を通したアレグロがあった。

こうした事例からみて、アレグロはその当事者たちの紛争における被害の最小限化に寄与している可能性が高い。そこにおいて、信頼できる仲介者とは何か。しばしば町長・市長など地域の有力

者であり、カトリック教会の神父や司教らがその役割を果たしてきた。

アレグロは当事者たちがその人的ネットワークを最大限に用いて危機的状況から脱出するという努力と積極的に評価することが可能だ。

ところが、そこにはネガティブな側面も存在するのではないか。フィリピンでは政治的殺害の連続など直接的暴力の蔓延、および地主制やエリート支配など構造的暴力の継続、そしてそのような暴力の上に成り立つ支配体制の延命がずっと計られてきた。

アレグロには既存の権力関係をもとにした人間関係がネットワークの基礎になっているので、それを活用することは、個人の救済には役立つとしても、権力構造はそのまま残るか、活用によってかえって強化されるかもしれない。速やかな社会変革をめざす立場からは、目標に逆行していると考えられかねないのだ。

暴力を温存し、それによって維持をはかる政治体制は変革されねばならない。そこで考慮されるべきは、変革には速度より着実さが重要ではないかという点だ。急速な変化はしばしば振り戻しを生じて、巻き込まれた人びとに大きな犠牲を強いることになりかねない。過度の振れ幅となることは避けるべきだろう。非改良主義的改良が求められる所以だ。

1986年のマルコス国外逃亡、98年のスハルト退陣、1990年前後の東欧社会主义圏とソ連邦の崩壊などは暴力の度合いが比較的小さく、旧ユーゴスラビアのように重要な例外もあったが、多くはほぼ平和裡に進行した。民主憲法の制定や選挙の実施など、制約はありながらも権威主義から民主政治への、非可逆の変化となった。

そこでアレグロを可能とするフィリピンにおける社会関係について、さらに考察を深めてみたい。

III. アレグロとレントシーキング

1. レントシーキング社会と見られているフィリピン

フィリピンはレントシーキング社会であると広く認識されている。地位・権力の濫用による公務員等の利得はレントシーキングと不可分で、その非合法部分が汚職・腐敗であり、レントシーキングの総体が開発を妨げているので、克服すべき問題点とされる。

たとえばポール・D・ハッチクラフトは論文「発展を妨げる汚職：フィリピンの特權政治」において、フィリピンにおける汚職とレントシーキングの蔓延について詳しく分析する³⁴。

また主として米国の研究者たちによるフィリピン政治論集『家族のアナキー』の編者アルフレッド・マッコイは、同書冒頭に所収の論文において、「レントシーキング理論がフィリピンのエリート層とフィリピン国家との経済関係を最もよく説明する」と指摘する³⁵。さらに、「独立後半世紀のフィリピン史を顧みて、共和国のもとに機能したエリート政治と、マルコス政権下に広がったクローニー（縁故）資本主義の両方に、レントシーキング理論があてはまる」との見解をマッコイは示している³⁶。

2. 4通りのレント・レントシーキング理解

レントとは何か、ここで少し検討しておく必要があるだろう。

まず第1に、レントといえば地代（差額地代、絶対地代）³⁷のことを思い浮かべる人もいるだろう。しかしレントシーキングに関する主要論者のひとりジェームズ・ブキャナンは「レントシーキングは、不動産から生じるレントをその所有者が集める行為を指しているわけではない。この通常のレントの用法はこの際タンスの中にしまうのが一番である」と明言し、「レントは、機会費用を超えた分の受け取り」と定義している³⁸。これが第2のレント理解となる。

同じ共著書で、ロバート・トリソンは経済的レントの定義を「資

源所有者に対して、彼の資源の次善の利用方法によって稼得しうる額を超えてなされる支払い」とする³⁹。

「独占レントの例…消費者から独占者への移転としての利益…移転を得るために費やされた資源は、社会的観点からすれば浪費」であり、「このような支出は社会的生産物に何も追加せず、…その機会費用は社会にとって生産の損失を意味している」とトリソンは結論する⁴⁰。

つまり、両論者は自由経済を前提としたうえで、レントを自由市場の阻害要因として否定的に評価していることがわかる。

他方、レントには有益・有害の両方あるとする、より中立的な見解も存在する。カーン＆ジョモ編『レント、レント・シーキング、経済開発：新しい政治経済学の視点から』はそうした第3の見解をベースとして編まれた書物として注目される。

カーンによれば、レントとは「正常な水準を上回る所得⁴¹」すなわち「個人や企業が競争市場であったなら受け取ったであろう所得」ないし「個人や企業が別の機会に受け取ったであろう所得を上回る所得⁴²」つまり「『超過所得（excess incomes）』のことであり、単純モデル下の効率的市場では存在しないはずのもの」、「受け入れていたであろう最低限の所得を上回る所得をある人が受け取っているならば、その人はレントを獲得していることになり、その最低限の所得は通常、その人の次善の機会（next-best opportunity）での所得と定義される」。そこでレントは「独占状態での高収益率」「補助金のように政治的に組織化された移転所得」「天然資源や専門知識といった希少資源の所有により生じる追加所得（extra income）」などの形をとる⁴³という。

さらにレントシーキングは「レントを創出し、手放すまいとする…行為」とカーンは説明し、賄賂や強要のように違法なものもあれば、ロビイングや広告のように合法なものもあるとする⁴⁴。

3. 有益なレントと有害なレント

カーンは「非効率的で成長阻害的（growth-retarding）レントもあれば、成長と発展とに不可欠な役割を担うレントもある」として、「『効率的』レントが存在すると認めるることは、自由市場モデルの政策的経験則に対して、挑戦すること」であり、なぜなら「自由市場モデルは、レントを保護している制度と権利とを除去することが、効率性と経済パフォーマンスを向上させるうえで常に望ましいとしてきたから」と付け加えている⁴⁵。

つまり「レント・シーキングが社会にとって価値増大を招く（value-enhancing）のか、それとも価値減少（value-reducing）を招くのか」⁴⁶と、レントシーキングの相対化をカーンは試み、「レント・シーキングを扱った文献の多くが、レントを常に社会的に有害なものと見なし、レントの存在を効率性と成長とに逆効果を与えるものと想定してきた」⁴⁷ことを批判しているのだ。

そしてカーンは次の6形態のレント、すなわち独占レント、天然資源レント、移転レント、シュンペーター・レント、学習レント、モニタリング／マネジメント・レントをその権利構造とともに提示した（図表2）。

図表2. レントとレントを支える権利

レントあるいは余剰の形態	レントを支える権利構造
古典派の経済余剰	資本設備に対する資本家の所有権
独占レント	土地に対する地主の所有権 様々な資産に対する分割不可能な権利 市場で単独供給者になるための法的権利
天然資源レント	天然資源に対する排他的権利
移転レント	政治的メカニズムを通じた権利の移転
シュンペーター・レント	知的所有権
学習レント	学習を条件とする移転
モニタリング・レント	残余所得に対する権利

（出所）ムスタク・H・カーン「レント、効率性、成長」ムスタク・H・カーン&ジョモ・K・サンダラム編著 中村文隆、武田巧、堀金由美監訳『レント、レント・シーキング、経済開発：新しい政治経済学の視点から』人間の科学新社、2007年、90頁。

4. レントとサブシステム

最後に、カーンらによるレントシーキング相対化の延長線上に、第4の理解を試みることにしたい。それはレントを市場経済的な効率に直接結びつけて評価するだけでなく、非市場領域を含む社会関係上の諸特権を含めてレントを広くとらえる方法だ。さまざまなレントが、それぞれ社会的に容認されうるのかどうか、人権との関連において吟味し、多種多様なレントの網目の中で調整をはかり、全体として暴力の縮減をめざすという、平和学的なアプローチを考えてみたい。

図表2を見るように、あらゆるレントは特定主体の特定権利と結びついて存在することがわかる。これらはすべて特権であって、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」（世界人権宣言前文の冒頭部分）とされる人権ではない。

カーンらのレント理解が、効率性と成長への影響を基準とした、きわめて成長志向のものであることは明らかだ。ところが、これまでの西欧近代が志向し、実現してきた経済成長・経済開発は、人類社会全体の生存環境を破壊し、貧富の格差を極端に拡大するものだった。そこで筆者らは開発主義からの脱却をはかり、個と集団の生存基盤を重視するサブシステム志向の生き方を提倡してきた⁴⁸。

人類は発生以来ずっと集団をつくって暮らし、集団の生活圏を守りながら生存を続けてきた。自然環境の有用性の知識を深め、その一部を農耕や牧畜として囲い込み、生活の安定をめざしたが、それはしばしば他集団との暴力的紛争を伴うというジレンマをかかえていた。そこでさまざまな紛争緩和の方法が編み出され、継承されていった。多くの宗教に共有されている「殺すな」「喜捨」といった共存への教えや、世襲・相続などの社会秩序・既得権維持の仕組みは、それが社会規範として共有され続く限り、社会の

安定に寄与するものだった。

そうした既得権の一部は人権として普遍化が試みられてきたものの、いまだに世界中で実現したとは言い難い。ましてや特権については、貧富の格差拡大とともに不平等感・不当感の高まりを招いている。レントシーキングは、レントの獲得をめぐる競争となったときに、対応する手段をより多く持つ特権層が有利となる。したがって、合法・違法を問わず、また効率性と成長とに効果的であろうとなかろうと、競争には格差拡大傾向があり、また成長にともなって自然環境への負荷は高まる可能性が考えられる。

5. フィリピン政治・経済の逸脱とオリエンタリズム批判

フィリピンがレントシーキング社会であるとする理解は、レントシーキングの横行によって経済成長が阻害されているとの否定的なイメージと結びついている。

これはフィリピンが民主政治の確立にも、また効率的な市場経済の導入を通じた成長の実現にも失敗したという、無意識かもしれないが、米国モデルを前提した観点の表れとも考えられる。政治も経済も、旧宗主国・米国を基準におき、フィリピンの異質性を描き出そうとしているのではないか。

フィリピン政治が民主政治から逸脱したものとの見方は一種のオリエンタリズムであると、フィリピン出身の歴史研究者レイナルド・イレトは批判する⁴⁹。

先述したマッコイらのアメリカにおけるフィリピン研究は、「本質主義的に措定された『普遍的民主主義』からの逸脱型としてフィリピン政治を語り、逸脱の原因や、改革を妨げる要因としてフィリピン固有の政治文化を強調」するものと中野聰は指摘する⁵⁰。

レントシーキングはフィリピンに特有なのではなく、世界中、どの社会にも広くみられるものだ。フィリピン社会の場合、レントシーキングが目立ち、またアレグロが頻繁に行われるほど人間

関係のネットワークの密度が高いとはいえる。多くのフィリピン人が「生産的労働」よりも時間と労力を人間関係に費やしているとしても、それが紛争の緩和をはじめ、社会の安定とサブシステム維持に寄与しているならば、何の問題があろうか。そして何よりもそれがフィリピン人たちのライフスタイルとして定着し、さらに社会によるコントロールが効かなくなるような過度の市場経済化に対する一定の歯止めとなっているならば、そのことは非を市場経済における効率性と成長の度合いで計ろうすること自体に問題があるのではないか。

おわりに

フィリピンなど第三世界諸国の多くで、携帯電話やインターネット上の情報ツールの普及、民主化・地方分権化の一定の進展と NGO の国内的・国際的ネットワークの緊密化などがあいまって、各国内および国際的な市民社会空間の活性化が著しい。そうした社会における ODA 事業をはじめとし、NGO や企業による支援等も含む国際協力案件の実施にあたっては、本稿で検討した内容等をふまえ、以下のような要件を備えていくよう政策提言としてまとめておく⁵¹。

1. ODA 等を用いた国際的支援や協力は、先進工業諸国の豊かさ実現を支えてきた戦争・植民地化・資源調達などのため、近代の歴史をつうじて破壊されてきた第三世界民衆のサブシステム（生存基盤）⁵²を回復するため、つまり自然環境（生態系）の再生と社会環境（国際間および国内の格差）のは正に結びつけて構想・計画されることを大原則とする。
2. 当該事業が計画時点で地元住民・NGO・各レベルの自治体、ことにもっとも厳しい経済条件・生活状態におかれた人びと

の手によって進行中の自力更生努力と合致して積極的に希望され、地元各層の人びとから明確な承認をえていること。したがって地元社会にすでに存在する貧富の格差が縮小されていくこと。

3. 単独の事業として実施されるのではなく、関連した諸事業の間で十分な調整が行なわれ、関係住民へのインパクトが総合的に把握されたうえでそれが開示され、住民たちは計画作成・実施のあらゆる段階において拒否権をふくむ決定権をもつこと。
4. 事業の実施においては為替変動をはじめ諸条件の変動にたいして効率性を失わないよう、円建て借款枠の縮小をふくめて柔軟に対応されること。計画変更提案は速やかに関係各団体等に諮られ、合意形成がなされること。そのためにも諸関係者間に密接な信頼関係が醸成・維持されること。
5. 事業に住民移転をともなう場合には、自力更生の主体となるコミュニティーの存続や生業の継続が容易な、したがって合意形成のしやすいオンサイト移転、つまり同事業地域内あるいは隣接地に設けた共同住宅などへの移転を原則とすること。その費用は前もって事業計画に組みこんでおかねばならない。
6. 生態系を守るために十分な事前環境評価を行ない、多くの地域ですでに汚染や破壊が進みつつある現状の歯止めと回復に寄与するよう計画を立案して、事業に起因する環境負荷の増大はけっして許さないこと。その費用は贈与案件等としてパッケージ化されること。

7. 事業の進行中、完成直後、そして一定期間経過後（たとえば3年後）に第三者評価を実施すること。第三者評価は事業実施主体および借款供与主体からの影響を受けないよう、利害関係のない、信頼性の高い独立機関への委託によって厳正に実施されること。評価費用は事前に贈与案件等として事業計画に付帯させておくこと。
8. 以上すべてのプロセスにおいて、最大限の情報開示の保障をもって透明性が確保されること。外交秘密・企業秘密・プライバシーをふくむすべての資料等が保全され、一定期間後には開示されること。第三者評価の場合をふくむすべての主体において高度なアカウンタビリティが確保されること。

ここにあげた各要件は、すべて地域の自然環境と地元の社会関係という、サブシステムを構成する2つの関係性の改善と長期間にわたる維持に関わることといえる。

社会の豊かさはモノやカネの量ではないことに私たちの多くはもう気づき始めた。親密度の高い関係性と、その新陳代謝とを含むダイナミックな永続性こそが豊かさを保障すると考えれば、フィリピン社会における人間関係の深さ・豊かさは、「無縁社会」が問題化している日本をはるかに凌駕する。そこに日本社会が学び、取り入れるべき点も多い。

本稿で検討を加えたレントシーキングやアレグロを支えてきた多種多様なフィリピン社会の人的ネットワークは、フルに活用されることによってきわめて大きな効果を發揮しうる。さらに、アレグロは問題発生後よりも事前に高い密度で実施されたほうが効果が大きく、その費用は最小限化できる。思想や利害関係、パーソナリティーの違いは、アレグロにさほど支障とならない。むしろ親族・カトリック教会等を通じた疑似親族・出身地や学校など

に関わる諸縁が重要で、長期にわたって維持される信頼と相互扶助の関係を通して、さまざまな暴力紛争やその被害を事前に回避しうるのではないか。

本稿で展開した内容はまだまだ試論の域を出ていない。今後も、フィリピンにおけるいくつかの特定事例につき詳細な訪問調査を続けていくよう目下計画中だ。

アレグロには談合の意味もあり、それ自体がレントシーキング行為となりうる。複数の事業関係者がレントシーキング競争を開けると、そこには軋轢や無駄の発生が見込まれる。ことに暴力的な紛争が誘発されると、アレグロを含むその対応はより困難となり、遅延を含むコストも高い。

レントシーキングとアレグロをめぐる社会構造解明を通じて、レントシーキングが協力事業のリスクとなりかねない事態への対応策を検討し、本稿の延長線上にこうした政策提言を今後も続けて試みたい。開発諸事業におけるこの種のリスク回避、ことに不測の暴力紛争リスクの低減、およびそれがコストとして事前に把握しうることの重要性は明らかだ。いわば予測不可能なリスクから把握可能なコストへの課題転換がいかになしうるのか、その具体的方法をさらに探っていくことにしたい。

【注】

- 1 マニラおよびルソン島内、そしてネグロス島・パナイ島・シキホール島などビサヤ地域における現地調査を実施した。さらにタイの社会評論家スラク・シワラクやフィリピンの作家シオニール・ホセら、旧知だった代表的知識人と再開してインタビューも実現でき、豊富な示唆を受けた。
- 2 研究代表者は茨城大学人文学部・伊藤哲司教授、研究課題番号は19402005、期間は2007-2010年度。
- 3 日本の対フィリピンODA供与額は、インドネシア・中国・インドといった人口大国に次いで第4位であり、一人あたりの金額では主要供与国のなかで第1位だった（津田守・横山正樹編著『開発援助の実像—フィリ

ピンから見た賠償と ODA』1999 年、亜紀書房、4 頁)。

- 4 横山正樹『フィリピン援助と自力更生論 構造的暴力の克服』(明石書店、1990 年) の、ことに第 5 章および第 6 章などを参照。
- 5 K.E. ボールディング、内田忠夫・衛藤瀧吉訳『紛争の一般理論』ダイヤモンド社、1971 年、5-6 頁。[原書 Boulding, Kenneth Ewart, *Conflict and defence: a general theory*, 1962]
- 6 An action-system is said to be in conflict if the system has two or more incompatible goal-states. (Johan Galtung, *Peace and Social Structure, Essays in Peace Research*, Volume III, Christian Ejlers: Copenhagen, 1978, p. 434. 初出は *Journal of Peace Research*, No. 4, 1965, pp. 349-97. PRIO publication No. 3-2)、また藤田は「紛争は、人びとの間やグループ間に、両立不可能な『目的』があるときに発生する」と述べる(藤田明史『平和とは何か』ヨハン・ガルトゥング、藤田明史編著『ガルトゥング平和学入門』(第 1 章)、法律文化社、2003 年、8 頁)。
- 7 ボールディング、前掲書、9 頁。
- 8 佐藤安信『紛争と開発』(客員研究員報告書) 国際協力事業団国際協力総合研修所、2001 年、4 頁。
- 9 Galtung, Op. Cit. p. 437.
- 10 Galtung, Johan, "Violence, Peace, and Peace Research", *Journal of Peace Research*, Vol. 6, No. 3, 1969, pp. 167-168. (邦訳) ヨハン・ガルトゥング著、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991 年、3-7 頁。
- 11 横山正樹「開発援助紛争の防止へむけた平和学的 ODA 事業評価の試み—フィリピン・バタンガス港の事例分析から」(『国学院経済学』第 56 卷第 3・4 合併号、2008 年 11 月、109-142 頁) から該当部分を以下まとめて紹介する。
- 12 「日本 ODA の港再開発—強制立ち退きで流血—」『朝日新聞』1994 年 6 月 28 日付け記事、「日本の ODA 事業—住民立ち退きで警官と流血騒ぎ—」『日本経済新聞』同日付け記事など。
- 13 国際協力銀行プロジェクト開発部「バタンガス港開発事業」『円借款案事件後評価報告 2000 (要約版)』55 頁。
- 14 酒井善彦「サンタクララは今 (上)」『まにら新聞』1994 年 9 月 27 日付特集記事。
- 15 国際協力銀行プロジェクト開発部編、前掲書、77 頁。
- 16 その成果は『外務省委託研究報告書・フィリピンの運輸インフラ—経済協力評価報告書一』(財団法人日本国際フォーラム、2000 年 3 月付、実

際には 2002 年 2 月発行) にまとめた。

- 17 「リナ法」the "Lina Law" とも呼ばれる共和国法 7279 号 (the Urban Development and Housing Act = Republic Act 7279)。
- 18 国際協力銀行プロジェクト開発部編、前掲書、120 頁。
- 19 同書、82 頁。
- 20 同書、126-127 頁。
- 21 Melegrito, M. Lourdes, "The Relocation of Sta. Clara Residents: Displacement vs. Development", Co, Edna A. (ed.), *Public Policy and Advocacy: Position and Opposition in the CALABARZON*, Ateneo Center for Social Policy and Public Affairs, 1997, p. 67.
- 22 民事訴訟第 3601 号。
- 23 国際協力銀行プロジェクト開発部編、前掲書、77 頁。
- 24 移転住民のリーダーだったセサール・A・ガンボア・シニア Cesar A. Gamboa, Sr. およびヴィルマ・R・キャットソン Vilma R. Quiatchon に対し 2010 年 8 月 17 日に実施したインタビュー記録より。
- 25 ガイサノの子会社 Dynasty Holdings Inc. が 1 戸あたり 1 万ペソを社会活動センター経由で 11 月 11 日に支払うことになったと新聞報道された (*Sun Star Bacolod*, October 30, 1996, p. 3)。
- 26 前掲インタビュー記録より。なお、配分された宅地は個々に売却や抵当権設定を防ぐために共同登記されている。
- 27 同。
- 28 アレグロ areglo とはスペイン語の arreglo に由来し、フィリピン諸語で広く用いられる表現で、英語では agreement ないし arrangement に相当する (Leo English [ed.], *Tagalog-English Dictionary*, National Book Store, 1996, p. 73)。
- 29 オリスト・セデニヨ Oriste Sedeno のインタビューは 2010 年 8 月 15 日など複数回、およびエドガー・A・カダガット Edgar A. Cadagat とは同年 8 月 5 月など複数回にわたって実施した。
- 30 市内バランガイ・バナゴの教会のクリストファー・エントラータ神父 Fr. Christopher "Toping" Entrata のインタビューより (2010 年 8 月 5 日実施)。
- 31 アントニオ・Y・フォーティッヂ司教 Bishop Antonio Y. Fortich (1913-2003) Diocese of Bacolod <http://home.catholicweb.com/BishopFortich/>
- 32 まず 2009 年 9 月に台湾で開かれたアジア太平洋平和研究学会大会ワークショップ (Workshop title: Mitigation and Prevention of Local/Regional Conflict in Quest for Wisdom for Symbiotic Relationship in South East

Asia at Asia-Pacific Peace Research Association Conference, National Dong Hwa University, Shengfou, Hualien, Taiwan, September 10-12, 2009)、つぎに2010年7月にオーストラリアで開催の国際平和研究学(IPRA)大会の紛争解決と平和構築分科会(Conflict Resolution and Peace Building Commission, International Peace Studies Association Sydney July 6-10 2010)にてThe Grassroots Wisdom in Minimizing Casualties of Conflicts in Asia – Philippines: Does “Aregro” work?という題目で筆者がこの点を含め報告した。

- 33 詳しくは近いうちに発行予定の科研費共同研究「東南アジアにおける地域コンフリクトの予防・緩和と『共生の知』の創出」報告書を参照いただきたい。
- 34 ポール・D・ハッチクラフト「発展を妨げる汚職：フィリピンの特権政治」、ムスタク・H・カーン&ジョモ・K・サンダラム編著 中村文隆、武田巧、堀金由美監訳『レント、レント・シーキング、経済開発：新しい政治経済学の視点から』第5章、人間の科学新社、2007年、267-320頁=原書：Khan, Mushtaq H. and Jomo K. S. (eds.), *Rents, Rent Seeking and Economic Development*, Cambridge : Cambridge University Press, 2000.
- 35 Alfred W. McCoy (ed.), *An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines*, University of Wisconsin Center for Southeast Asian Studies, 1993, p. 10.
- 36 Ibid. p. 11.
- 37 『資本論』第3巻第6篇。
- 38 ジェームズ・ブキャナン「レントシーキングと利潤追求」トリソン＆コングレトン編『レントシーキングの経済理論』第4章、2002年、勁草書房、61頁。
- 39 ロバート・トリソン「レントシーキング：サーベイ」同書（第5章）、77頁。
- 40 同書、75-76頁。
- 41 カーン&ジョモ「序章」、カーン&ジョモ編著、前掲書、15頁。
- 42 同書、16頁。
- 43 カーン「レント、効率性、成長」、同書（第1章）、37頁。
- 44 同書、16頁。
- 45 同書、37頁。
- 46 同書、17頁。
- 47 カーン、前掲章「レント、効率性、成長」、同書、41頁。

-
- 48 横山正樹「環境平和学としてのサブシステム論」(郭洋春・戸崎純・横山正樹編『環境平和学—サブシステムの危機にどう立ち向かうか—』第11章、法律文化社、2005年、217-239頁)、横山正樹「平和学としての環境問題—開発主義とサブシステムをめぐって—」(『軍縮地球市民』No.6、2006年秋季号、76-83頁)などの文章を参照いただきたい。
- 49 レイナルド・C・イレート、ビセンテ・L・ラファエル、フロロ・C・キブイエン、永野善子編・監訳『フィリピン歴史研究と植民地言説』めこん、2004年、2940円、原文は Reynaldo C. Ileto, "Lecture 3. Orientalism and the study of Philippine politics", *Knowing America's colony : a hundred years from the Phillipine war*, University of Hawai'i, Manoa: Center for Philippine Studies, 1999. Series Philippine studies occasional paper; no. 13.
- 50 中野聰『歴史経験としてのアメリカ帝国』岩波書店、2007年、および、中野聰「民主主義と他者認識：アメリカのフィリピン政治論をめぐって」<http://www.ne.jp/asahi/stnakano/welcome/mono/2000jaas.PDF>
- 51 前掲『外務省委託研究報告書・フィリピンの運輸インフラ—経済協力評価報告書—』20-21頁、およびそれを一部再録した、前掲横山論文「開発援助紛争の防止へむけた平和学的ODA事業評価の試み」(137-139頁)の該当部分にさらに改訂をほどこした。
- 52 横山による前掲論文「環境平和学としてのサブシステム論」のことにつき表11-1から11-3(231-233頁)、および同じく横山の前掲論文「平和学としての環境問題—開発主義とサブシステムをめぐって—」などを参照いただきたい。

【参考文献】

- Galtung, Johan, *Peace and Social Structure, Essays in Peace Research*, Volume III, Christian Ejlers: Copenhagen, 1978
- McCoy, Alfred W. (ed.), *An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines*, University of Wisconsin Center for Southeast Asian Studies, 1993, p. 10.
- レイナルド・C・イレート、ビセンテ・L・ラファエル、フロロ・C・キブイエン、永野善子編・監訳『フィリピン歴史研究と植民地言説』めこん、2004年〔原書：Reynaldo C. Ileto, "Lecture 3. Orientalism and the study of Philippine politics", *Knowing America's colony : a hundred years from the Phillipine war*, University of Hawai'i, Manoa: Center for Philippine Studies, 1999. Series Philippine studies occasional paper; no. 13〕

-
- ムスタク・H・カーン&ジョモ・K・サンダラム編著 中村文隆、武田巧、
堀金由美監訳『レント、レント・シーキング、経済開発：新しい政治経
済学の視点から』人間の科学新社、2007年 [原書：Khan, Mushtaq H.
and Jomo K. S. (eds.), *Rents, Rent Seeking and Economic Development*,
Cambridge : Cambridge University Press, 2000.]
- 郭洋春・戸崎純・横山正樹編『環境平和学—サブシステムの危機にどう立
ち向かうか—』法律文化社、2005年
- ヨハン・ガルトゥング、藤田明史編著『ガルトゥング平和学入門』法律文化
社、2003年
- ヨハン・ガルトゥング著、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と
平和』中央大学出版部、1991年
- 財団法人日本国際フォーラム『外務省委託研究報告書・フィリピンの運輸イ
ンフラ—経済協力評価報告書—』財団法人日本国際フォーラム、2000
年3月付、実際には2002年2月発行
- 津田守・横山正樹編著『開発援助の実像—フィリピンから見た賠償とODA』
1999年、亞紀書房
- ロバート・トリソン、ロジャー・コングレトン編、加藤寛訳『レントシーキ
ングの経済理論』勁草書房、2002年
- 中野聰『歴史経験としてのアメリカ帝国』岩波書店、2007年
- K.E. ボールディング、内田忠夫・衛藤瀧吉訳『紛争の一般理論』ダイヤモ
ンド社、1971年 [原書 Boulding, Kenneth Ewart, *Conflict and defence:
a general theory*, 1962]
- カール・マルクス『資本論』第3巻第6篇
- 横山正樹『フィリピン援助と自力更生論 構造的暴力の克服』明石書店、
1990年

【参考論文】

- Galtung, Johan, "Violence, Peace, and Peace Research", *Journal of Peace
Research*, Vol.6, No.3, 1969, p.167-168.
- Melegrito, M. Lourdes, "The Relocation of Sta. Clara Residents:
Displacement vs. Development", Co. Edna A. (ed.), *Public Policy and
Advocacy: Position and Opposition in the CALABARZON*, Ateneo
Center for Social Policy and Public Affairs, 1997
- 国際協力銀行プロジェクト開発部「バタンガス港開発事業」『円借款案件事
後評価報告 2000（要約版）』
- 横山正樹「平和学としての環境問題—開発主義とサブシステムをめぐって—」

『軍縮地球市民』No.6、2006年秋季号、76-83頁
横山正樹「開発援助紛争の防止へむけた平和学的ODA事業評価の試み—
フィリピン・バタンガス港の事例分析から」(『国学院経済学』第56巻
第3・4合併号、2008年11月、109-142頁)

【参考 Web ページ】

佐藤安信「紛争と開発」(客員研究員報告書) 国際協力事業団国際協力総合
研修所、2001年
http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/200103_05.html
(最終閲覧日 2011年2月27日)

中野聰「民主主義と他者認識：アメリカのフィリピン政治論をめぐって」
<http://www.ne.jp/asahi/stnakano/welcome/mono/2000jaas.PDF>
(最終閲覧日 2011年2月27日)